

徳島県暴力団排除条例の概要



条例制定の必要性

「民事介入暴力」・「行政対象暴力」・「公共事業への介入」等、社会情勢の変化に伴い、組織の潜在化、資金獲得活動が巧妙化

「暴力団VS警察」から「社会VS暴力団」
～更なる対策のためには新たな仕掛けが必要～

平成23年4月1日施行

総則（第1章関係）

基本理念等（第1条・3条関係）

～暴力団を「恐れない、資金を提供しない、利用しない」～
暴力団排除に関する県及び県民等の責務（第4・5条関係）

暴力団排除に関する基本的施策（第2章関係）

公共工事等、県が行う事務事業から暴力団等の排除（第6条関係）
暴力団排除に取り組んだ者等に対する保護等（第7条関係）
広報及び啓発、市町村等への協力（第8～9条関係）

青少年の健全な育成に係る措置（第3章関係）

青少年が暴力団に加入しないための指導・助言（第11条関係）
学校等（児童相談所・公民館・図書館・博物館等）周辺区域（200m以内）における暴力団事務所の開設・運営の禁止（第12条関係）～現に運営されているものを除く～

暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第4章関係）

事業者の事業に関し、暴力団の利用を禁止（第13～14条関係）
～暴力団の威力を利用する目的、及び利用したことに係る利益供与の禁止～

暴力団活動を助長する疑いのある取引を認めた場合における措置（第15条関係）
～事業者が、書面による契約を締結する場合において、その相手方が暴力団員等と判明した場合
当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めること～
～既に契約を締結している場合、相手方が暴力団員等であり、その契約が暴力団の活動を助長するような場合
速やかに、当該契約を解除するよう努めること～

暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第5章関係）

暴力団員等が、（暴力団の威力を利用する目的や暴力団に協力する目的でなされる事業者からの）利益の供与を受けることの禁止（第16条関係）

不動産取引等に関する措置（第6章関係）

暴力団事務所に使用されることを知っての不動産取引・その代理等の禁止（第17条関係）
不動産の譲渡等の媒介者等の責務（第18条関係）

罰則等（第7～9章関係）

公安委員会による事業者や暴力団に対する調査、勧告及び事実の公表（第19～21条関係）
規制区域内に暴力団事務所を開設した者に対する罰則（第23条～24条関係）
～1年以下の懲役又は50万円以下の罰金～

徳島県暴力団排除条例の概要



徳島県警マスコット
「うずしお君」

条例制定の目的

暴力団は、古くから県民の生活や社会経済活動の場に深く入り込み、暴力行為や暴力を背景とした資金の獲得活動によって、県民の平穏な生活を著しく脅かすとともに、公平な社会経済活動の発展にも悪影響を与えている状況にあります。

さらに、県民に対する「暴力団に関するアンケート調査」の結果、暴力団が社会に存在し続ける理由について、「暴力団にお金を出したり、利用する者がいる」との回答が全体の約6割に上ったことから、特にこれに着目し、暴力団を「恐れない」「金を出さない」「利用しない」をコンセプトとして、県、事業者、県民等が一致団結し、「社会VS暴力団」として暴力団排除が行われることをこの条例制定の目的としています。

条例の概要

1 暴力団排除に関する基本的施策

暴力追放!



【県の事務事業における措置】

県は、公共工事その他の県が行う事務及び事業により、暴力団が利益を得ることがないように、県が実施する入札に暴力団員等を参加させないなどの必要な措置をとることとします。

【県民等に対する支援】

県は、県民が暴力団排除に関して互いに連携して取り組むことができるように、県民に情報の提供や助言などの支援を行うこととします。

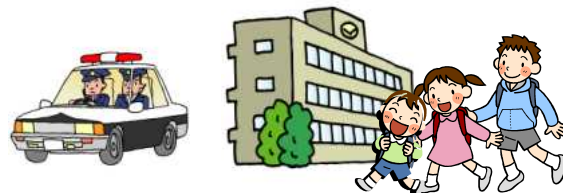
【暴力団排除に取り組んだ者などに対する保護等の措置】

警察本部長は、暴力団の排除に取り組んだことなどにより、暴力団から危害を受ける恐れがある者に対し、警察官に警戒させるなど必要な保護措置を行うこととします。

【広報及び啓発、市町村への協力】

県は、県民が暴力団排除の重要性について理解を深めることができるよう広報及び啓発を行い、暴力団排除のための施策を行う市町村に対し情報を提供するなど、必要な協力を行うこととします。

2 青少年の健全育成を図るための措置



【青少年に対する指導等】

県民は、青少年が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団からの被害を受けないよう、青少年に対し、指導や助言などをするよう努めることとします。

【暴力団事務所の開設及び運営の禁止】

青少年の健全な育成を図るため、学校、児童福祉施設、図書館等の教育施設など青少年の健全な育成に係る施設から周囲200メートルの区域内に暴力団事務所を新設することを禁止します。

違反した場合は罰則を科すこととします。

3 事業者による利益の供与の禁止等

【事業者が講ずべき措置】

- (1) 事業者が、その行う事業に関して、暴力団を利用することを禁止します。
- (2) 事業者が、その行う事業に関して、暴力団の威力を利用する目的や暴力団に協力する目的で金品などを渡すこと等を禁止します。
違反した場合は勧告・公表の行政手続を執ることとします。
- (3) 事業者がその行う事業に関して、暴力団の活動を助長することとなることを知りながら金品などを渡すことを禁止します。
- (4) 事業者が暴力団の活動を助長することとなる疑いがある取引を認めた場合には、その取引に関する情報を県に提供するとともに、その取引の関係者が暴力団員でないことを確認するよう努めることとします。

4 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

暴力団員等が上記3(2)の目的（事業者が暴力団の威力を利用する目的や暴力団に協力する目的）を知りながら、事業者から金品などを受け取ることを禁止することとします。

違反した場合は勧告、公表の行政手続を執ることとします。



5 不動産取引に関する措置

【不動産の契約に関する遵守事項】

- (1) 県内における不動産の取引（売買、賃貸借等）を行おうとする者は、不動産が暴力団事務所として使用されることがないように、契約する前に取引の相手方に不動産の利用目的を確認するよう努めることとします。
- (2) 不動産が暴力団事務所使用されることを知りながら、不動産の取引をすることを禁止します。
違反した場合は勧告、公表の行政手続を執ることとします。
- (3) 不動産取引の契約に際し、不動産が暴力団の事務所に使用されていることが判った時は催促しなくても契約解除することができ、又は買い戻しができるような内容の契約書を作成するよう努めることとします。

【不動産取引関係者の責務】

- (1) 不動産の取引の代理又は仲介する者は、不動産の取引を行う者が、前記の不動産の契約に関する規定を守るために必要な説明その他の措置をとらなければならないこととします。
- (2) 不動産が暴力団事務所に使用されることを知りながら、不動産取引の代理又は仲介をしてはならないこととします。
違反した場合は勧告、公表の行政手続を執ることとします。

6 担保措置



【勧告・公表等】

- (1) 暴力団の威力を利用する目的や暴力団の活動又は運営に協力する目的で金品を提供した場合、暴力団事務所に使用されることを知りながら不動産を売った場合など、悪質な取引や金品などを渡した事業者、金品などの提供を受けた暴力団員等に対しては、公安委員会が改善するよう勧告する行政措置を執ることができることとします。
- (2) 勧告に応じない場合などは、その事実を公表する行政措置が執れることとします。
- (3) 公安委員会は、こうした措置のために必要な調査を行うことができることとします。

【罰則】

学校等の一定距離の区域内において、暴力団事務所を開設した者には罰則（懲役又は罰金）を科すこととします。

県民が主役！
みんなで安全・安心な生活を
目指そう！

徳島県暴力団排除条例をここに公布する。

平成二十二年十月二十八日

徳島県知事 飯泉嘉門

徳島県条例第四十号

徳島県暴力団排除条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第五条）
- 第二章 暴力団の排除に関する基本的施策（第六条―第十条）
- 第三章 青少年の健全な育成に係る措置（第十一条―第十二条）
- 第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等（第十三条―第十五条）
- 第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等（第十六条）
- 第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等（第十七条・第十八条）
- 第七章 義務違反者に対する措置等（第十九条―第二十一条）
- 第八章 雑則（第二十二条）
- 第九章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、暴力団が県民生活及び社会経済活動に介入し、暴力及びこれを背景とした資金獲得活動によって県民等に多大な脅威を与えている状況にかんがみ、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する基本的施策、青少年の健全な

育成に係る措置、暴力団員等に対する利益の供与の禁止等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民の安全で平穏な生活を確保し、及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。
- 二 暴力団員 法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。
- 三 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者をいう。
- 四 県民等 県民及び事業者をいう。
- 五 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

(基本理念)

第三条 暴力団の排除は、社会全体において、暴力団が県民生活及び社会経済活動に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として推進されなければならない。

2 暴力団の排除は、県、県民等、関係機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する暴力団の排除に関する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、市町村その他の関係機関及び法第三十二条の二第一項の規定により公安委員会から徳島県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携して取り組むよう努めるものとする。

(県民等の責務)

第五条 県民は、基本理念ののっとり、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携協力を図りながら取り組むよう努めるとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念ののっとり、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、県が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 県民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、県に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

第二章 暴力団の排除に関する基本的施策

(県の事務及び事業における措置)

第六条 県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を県が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(警察による保護措置)

第七条 警察本部長は、暴力団の排除のための活動に取り組んだこと等により暴力団員等から危害を加えられるおそれがあると認められる者に対し、警察官に警戒をさせる等の当該者の保護のために必要な措置を講ずるものとする。

(県民等に対する支援)

第八条 県は、暴力団事務所の使用の差止めの請求、暴力団員等による犯罪の被害に係る損害賠償の請求その他の暴力団員等に対する請求に係る訴訟であつて、暴力団の排除に資すると認められるものを提起し、又は提起しようとする者に対し、当該訴訟に関し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、前項に定めるもののほか、県民等による暴力団の排除のための活動に資するよう、県民等に対し、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。
(広報及び啓発)

第九条 県は、県民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めることができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催する等の広報及び啓発を行うものとする。

(市町村に対する協力)

第十条 県は、暴力団の排除における市町村の役割の重要性にかんがみ、暴力団の排除に関する施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な協力を行うものとする。

第三章 青少年の健全な育成に係る措置

(青少年に対する指導等)

第十一条 県民等は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員等による犯罪の被害を受けないよう、地域、職域等において、青少年に対し、指導、助言その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(暴力団事務所の開設及び運営の禁止)

第十二条 暴力団事務所は、次に掲げる施設の敷地の周囲二百メートルの区域内においては、これを開設し、又は運営してはならない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(大学を除く。)又は同法第二百二十四条に規定する専修学校(同法第二百二十五条第一項に規定する高等課程を置くものに限る。)

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七条第一項に規定する児童福祉施設又は同法第十二条第一項に規定する児童相談所

- 三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第二十条に規定する公民館
- 四 図書館法（昭和二十五年法律第一百八号）第二条第一項に規定する図書館
- 五 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項に規定する博物館
- 六 前各号に掲げるもののほか、特にその周辺における青少年の健全な育成を図るための良好な環境を保全する必要がある施設として公安委員会規則で定めるもの

2 前項の規定は、暴力団事務所であつて、その開設後に同項各号に掲げるいずれかの施設が設置されたことにより同項に規定する区域内において運営されることとなつたものについては、適用しない。ただし、当該施設の設置の際現に運営されていた暴力団事務所が、当該施設の設置後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。

第四章 暴力団員等に対する利益の供与の禁止等

（利益の供与の禁止）

第十三条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 暴力団の威力を利用する目的で、金品その他の財産上の利益の供与（以下「利益の供与」という。）をすること。
- 二 暴力団の威力を利用したことに關し、利益の供与をすること。
- 2 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、相当の対償のない利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、前二項に定めるもののほか、その行う事業に関し、暴力団員等又は暴力団員等が指定した者に対し、情を知つて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与をしてはならない。ただし、法令上の義務又は当初情を知らないで締結した契約に係る債務の履行としてする場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

（暴力団の威力を利用することの禁止）

第十四条 事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力を利用してはならない。

（契約時における措置等）

第十五条 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結する場合において、当該契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなるものである疑いがあると認められるときは、当該契約の相手方が暴力団員等でないことを確認するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業に関して書面による契約を締結するときは、当該契約の相手方が暴力団員等であることが判明したときは当該契約を解除することができる旨を定めるよう努めるものとする。

3 事業者は、前項に規定する事項を定めた契約を締結している場合であつて、当該契約の相手方が暴力団員等であり、かつ、当該契約が暴力団の活動を助長し又は暴力団の運営に資することとなるものであることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除するよう努めるものとする。

第五章 暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止等

第十六条 暴力団員等は、情を知つて、事業者から当該事業者が第十三条第一項若しくは第二項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が当該事業者がこれらの規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

2 暴力団員等は、情を知つて、事業者から当該事業者が第十三条第三項の規定に違反することとなる利益の供与を受け、又は事業者が同項の規定に違反することとなる当該暴力団員等が指定した者に対する利益の供与をさせてはならない。

第六章 不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

(不動産の譲渡等をしようとする者等の責務)

第十七条 県内に所在する不動産(以下「不動産」という。)の譲渡又は貸付け(地上権の設定を含む。以下「譲渡等」という。)をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約の締結前に、当該契約の相手方に対し、当該不動産を暴力団事務所のために供するものでないことを確認するよう努めなければならない。

2 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該不動産が暴力団事務所のために供されることを知つて、当該譲渡等に係る契約をしてはならない。

3 不動産の譲渡等をしようとする者は、当該譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

- 一 当該契約の相手方は、当該不動産を暴力団事務所のために供してはならない旨
- 二 当該不動産が暴力団事務所のために供されていることが判明したときは、当該譲渡等をした者は、催告をすることなく当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをすることができる旨

4 前項第二号に掲げる事項を定めた契約により不動産の譲渡等をした者は、当該不動産が暴力団事務所のために供されていることが判明したときは、速やかに、当該契約を解除し、又は当該不動産の買戻しをするよう努めなければならない。

(不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者等の責務)

第十八条 不動産の譲渡等の代理又は媒介をする者は、当該譲渡等をしようとする者に対し、前条の規定の遵守に關し助言その他の措置を講じなければならない。

2 何人も、他人が譲渡等をしようとしている不動産が暴力団事務所のために供されることを知つて、当該譲渡等に係る契約の代理又は媒介をしてはならない。

第七章 義務違反者に対する措置等

(調査)

第十九条 公安委員会は、第十三条第一項若しくは第二項、第十六条第一項、第十七条第二項又は前条第二項の規定に違反する行為をした疑いがあると思われる者その他の関係者に対し、公安委員会規則で定めるところにより、その違反の事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第二十条 公安委員会は、第十三条第一項若しくは第二項、第十六条第一項、第十七条第二項又は第十八条第二項の規定に違反する行為があった場合において、当該行為が暴力団の排除に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該行為をした者に対し、必要な勧告をすることができる。

(公表)

第二十一条 公安委員会は、第十九条の規定による説明若しくは資料の提出を求められた者が正当な理由なく当該説明若しくは資料の提出を拒んだとき、又は前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、公安委員会規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

2 公安委員会は、前項の規定による公表をしようとするときは、公安委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該公表の対象となる者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

第八章 雑則

(委任)

第二十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

第九章 罰則

第二十三条 第十二条第一項の規定に違反して暴力団事務所を開設し、又は運営した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二十四条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附則

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に運営されている暴力団事務所については、第十二条第一項の規定は、適用しない。ただし、この条例の施行の際現に運営されていた暴力団事務所が、この条例の施行後に他の暴力団のものとして開設され、又は運営された場合は、この限りでない。